

適正配置検討会議関係

学校名・校章・校歌・標準服等に関するアンケートにかかる検討

学校適正配置検討会議でのこれまでの説明事項等

- 学校名、校章、校歌、標準服等について、「統合後の学校名は木川小学校とする」、「統合後、木川小学校の標準服に統一する」といった考え方を決定事項とはしておりません。
- 学校名、校章、校歌、標準服・学用品等については、最短令和 10 年 4 月予定の統合実施時点では、一つの案に決定している必要があります。仮に変更を行うのであれば、遅くとも令和 8 年 2 月頃に開催予定の第 7 回検討会議の時点までの約 2 年間のうちには最終的な方向性を決める必要があります。
- 学校名、校章、校歌、標準服を決める際の選択肢としては、大きく次のとおりだと考えております。
 - ① 木川小学校に統合するので、現行の木川小学校で用いられている学校名や校章、校歌、標準服等をそのまま用いる。
 - ② 新たな学校名や校章、校歌、標準服等を作成する。(一部のみの場合もあり。)
 - ③ 標準服については、「指定なし(服装自由)」とする。
- その際、この適正配置検討会議は、再編整備計画の具体化に向けて、ご意見をいただく場であり、審議・採決を行う場ではありませんので、多数決はとりません。全体でご議論いただいたうえ、ご意見の方向性が定まった場合は、そのご意見を基に区役所や教育委員会事務局で検討し決定します。

学校適正配置検討会議での各委員からの意見聴取経過

- 第 1 回会議（令和 5 年 3 月 23 日）
 - ・ 学校適正配置検討会議は、統合後の木川小学校の学校名や校章、校歌、標準服などについて、意見聴取する場であるとの確認。
- 第 2 回会議（令和 5 年 9 月 6 日）
 - ・ 標準服のデザイン等を変更する場合、統合年度の児童が購入する際の経費に対する予算措置される予定との確認。
 - ・ 統合後の木川小学校の学校名や校章、校歌、標準服などについては、地域の方や保護者の方からの関心が非常に高い部分であるため、ある程度の日程が必要。別の部会等で意見聴取する必要もあるのではないかとのご意見。
- 第 3 回会議（令和 6 年 3 月 1 日）
 - ・ 統合後の木川小学校の学校名や校章、校歌、標準服などについては、「現行の木川小学校のものから変更するかどうか」の方針を、3 校の児童の保護者や地域住民にアンケートを取って、意見を参考するか多数決にしてはどうか。根拠となる数値がある方が、方針を決めやすく納得しやすいのではないかとのご意見。

大阪市でのこれまでの事例（教育委員会事務局学事課適正配置担当）

これまでの学校配置の適正化において、学校名等を変更するかどうか自体を問うアンケートを行った事例は見当たりませんでした。

アンケートを実施した際に想定される影響等

- ・「学校名等を変更する」方針自体をアンケートで決めるということについて、大阪市での事例が見当たらないため、アンケート実施に伴う影響の想定が必要。
- ・アンケート対象者の設定を検討する必要がある。
- ・各校区の在籍比率から偏った結果となる可能性がある。
- ・アンケート結果が拮抗する場合がある。
- ・アンケート実施にかかる準備・調整や、集計後の対応検討については、期間を要すると考えられる。（必要に応じて会議の回数増が必要）

参考 他区での検討例（当区と同様の「区分対象校」が「隣接する学校」に統合した事例等）

区名 (統合年)	対象校	学校名	校章	校歌	標準服	備考
西淀川区 (R2)	佃西小 ※佃南小	佃西小	佃西小の校章を使用	佃西小の校歌を使用	両校の仕様が同じだったため、佃南小児童に対して帽子とワッペンの付け替え	佃南小は、佃西小から分離した経過があることをふまえ、統合協議会において校名等を変えない旨で合意。
東淀川区 (H28)	※西淡路小 ※淡路小	西淡路小 ※校舎は淡路小を使用	西淡路小の校章を使用	新しく作成	・標準服がない学校に合わせて廃止 ・帽子は新しく作成	・元々、西淡路小から淡路小に分離した経過有り ・小中一貫校の愛称（須賀の森学園）は、児童生徒へのアンケートで決定。
平野区 (H28)	※長吉東小 ※長吉六反小	長吉東小	長吉東小の校章を使用	新しく作成	校章の付け替えのみ（両校のデザインが似ていたため、そのまま使用）	
大正区 (H27)	※鶴町小 ※鶴浜小	鶴町小	鶴町小の校章を使用	鶴浜小の校歌使用し、校名部分を鶴町小に変更	新しく作成	校名案について、保護者アンケートを実施。

※は適正配置対象校